

同盟の規約... 第二回会合へ日本郵政...
 大正十四年九月十日
 三氏出席ス

日本郵政... 同盟...
 上

14.9.9
 14.9.

移轉及支部設置御通達

本同盟第... 支部ノ設置... 決定... 取... 申上... 勿

一 概則紙

郵版百頁未滿部数三千部

本部及支部

- 神戸市 海岸通二丁目四ノ一
- 横濱市 花咲町六丁目七十七
- 大阪市 港區三條通三ノ二九
- 名古屋市 錦田橋通一ノ一四
- 小樽市 留部町一ノ四六ノ八

委任代理投票主張の大則

日本同厨同盟



一、郵送投票の缺點

郵送投票ニ於テハ 船員有權ハ 選挙用口ノ公布又ハ 告示ノ了...
 先少船長ノ証明ヲ必付レテ投票... 選挙区後場へ請求...
 請求ヲ受ケタ後... 選挙区後場... 選挙区後場へ請求...
 カラテ、管理人々、船長管理... 所ニ於テ大々記入レ、管理人
 (船長)ヨリ選挙管人へ、一紙投票者... 投票前口迄... 送付ス
 此大ニ郵送及選挙区前又ハ告示ヲ... 其又一期間ヲ設テ、送
 典公ニヨリ期日マテニ船員有權者... 得ルハ日数ハ、一郵券ニ於テ
 最大口ニ向テ内卜推定セシムルナリ

二、郵送上ノ手續... 事故... 殊ニ
 郵船航行ニ便ノ不可抗力ノ虞也 郵送上ノ手續... 事故... 殊ニ
 郵船航行ニ便ノ不可抗力ノ虞也 郵送上ノ手續... 事故... 殊ニ